

事務処理誤り等の公表ルールの創設

～市民との共創に向けた市政運営の透明性向上を目指して～

市政運営の透明性の向上を目的に「豊岡市事務処理誤り等の公表に関する要綱」（令和 6 年 7 月 1 日施行）を制定した。

事務処理誤り等が発生した場合、同要綱に基づいたルールにより公表するとともに、発生した背景や原因を分析し、改善策等を全庁的に情報共有することにより、再発防止につなげ、市民からの信頼を基礎とする行政運営と市民サービスの向上を目指す。

1 制定の背景

- (1) 第 5 次行財政改革大綱の柱である市民との共創や民間事業者等との官民連携によるまちづくりを進めるためには、市民との信頼関係の構築がより重要となる。
- (2) 昨今の度重なる公用車の車検切れをはじめ、様々な事務処理誤りなど市民の信頼を損なう事案発生が続き、市として再発防止の仕組みの検討が急務であった。
- (3) 併せて、市として公表にあたっての明確なルールがなく、事案ごとに公表方法を判断してきたため、時間を要した場合もあり、不統一な対応となっていた。

2 公表範囲

(1) 事務処理誤り

下記の要件をすべて満たす事象とする。

- ア 事務処理における確認不十分、不注意等を主たる原因とする所期の目的と異なる結果を生じさせた事象
- イ 手順を定めて遵守することにより、防止が可能である事象
- ウ 市民又は社会に影響を与え、又は与えるおそれのある事象

(2) 個人情報の漏えい

(3) 職員の非違行為

- ア 公金の着服、接遇上の暴力等の職務上の犯罪行為
- イ 職務上又は職務外における法令違反等により市の信頼を失墜させる行為

3 公表方法

事案の内容等に応じ、以下のいずれかの方法により公表する。

(1) 個別公表

ア 公表時期

随時（原則、判明日から 11 日以内に速やかに）

イ 公表手段

事案の内容や発生経緯、再発防止策等を記載した個別の資料により、記者会見または報道機関への資料配布を行う。

ウ 対象事案例

- (ア) 大規模な誤徴収、誤振込、誤交付
- (イ) 秘匿性の高い個人情報の漏えい
- (ウ) 職員の懲戒処分 等

※公表により、市民のプライバシーを侵害するおそれや捜査や裁判に支障を来すおそれ等がある場合は、公表しないことがある。

(2) 一括公表

ア 公表時期

ひと月に1回（毎月15日頃）

イ 公表手段

事案の概要や再発防止策等を月次でとりまとめ、市ホームページに掲載するとともに報道機関への資料配布を行う。

ウ 対象事案例

- (ア) 市民向け通知文書等の誤記載、誤送付
- (イ) 施設の鍵、書類等の紛失 等

※ただし、市民生活等への影響が大きい場合は、上記(1)個別公表の対象とする。

4 運用開始日

2024年7月1日

〔問合せ〕 市長公室経営企画課 TEL0796-21-9022（直通）